

瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）  
アクアパークみずほ整備事業  
実 施 方 針

令和4年2月

岐 阜 県 瑞 穂 市  
日 本 下 水 道 事 業 団

# 目 次

第1章	事業内容に関する事項	1
1.	事業名称	1
2.	事業場所	1
3.	管理者の名称	1
4.	事業の背景・目的	2
5.	事業の基本方針	2
6.	事業期間	3
7.	概算事業費	3
8.	対象施設	3
9.	業務範囲	5
10.	遵守すべき法制度	6
第2章	募集及び選定に関する事項	9
1.	募集及び選定のスケジュール（予定）	9
2.	スケジュールの留意点	9
3.	契約の留意点	10
第3章	応募に関する条件	11
1.	応募者の構成	11
2.	応募者に必要な資格	12
第4章	審査及び選定手続き	25
1.	事業者選定方式	25
2.	事業者選定委員会の設置	25
3.	審査結果の公表	25
4.	著作権	25
5.	提出書類の取扱い	25
6.	特許権等	25
第5章	本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	26
1.	リスク分担の考え方	26
2.	事業者の責任の履行に関する事項	26
3.	事業の履行状況の確認	26
第6章	契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	27
第7章	その他事業の実施に関し必要な事項	28
1.	応募に関する費用負担	28
2.	実施方針に関する質問書の受付・回答	28
3.	資料の閲覧	28
	別紙1：施設平面図	29
	別紙2：水位関係図	31

# 第1章 事業内容に関する事項

## 1. 事業名称

瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）アクアパークみずほ整備事業（以下「本事業」という。）

## 2. 事業場所

瑞穂市牛牧字起証田

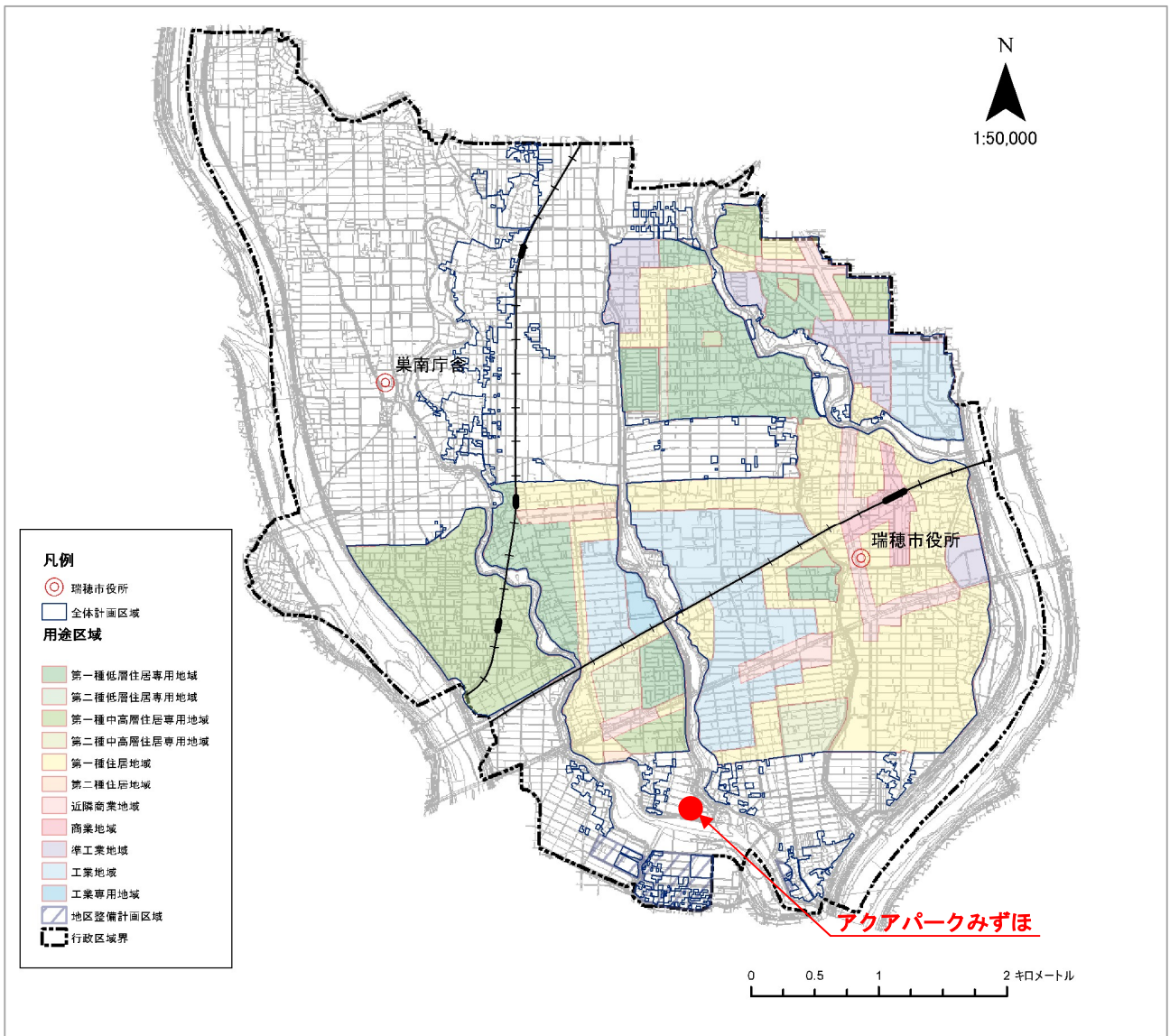


図 1-1 アクアパークみずほ位置図

## 3. 管理者の名称

瑞穂市長 森 和之

#### 4. 事業の背景・目的

瑞穂市（以下「市」という。）は、揖斐川や長良川を始めとする多くの一級河川が流れ、古くから水に恵まれた地域であるが、大雨による河川の氾濫を経験してきている地域でもある。また、岐阜市と大垣市の間に位置し、交通の利便性も良好なことから、都市化が進み、人口増加が続いている。これに伴い、各家庭からの生活雑排水による市内の河川・水路の水質汚濁が進行しており、汚水処理施設の普及拡大が喫緊の課題となっている。

市では、平成6年度に農業集落排水処理施設（呂久処理区）、平成9年度に特定環境保全公共下水道（西処理区）、平成10年度に合併処理浄化槽の設置補助、平成13年度にコミュニティ・プラント（別府処理区）の整備に着手し、汚水処理施設の普及・拡大に取り組んできた。しかし、市街化区域の大半の汚水処理を担う公共下水道（瑞穂処理区）の整備に着手できなかったことから、令和2年度末時点の汚水処理人口普及率は60.1%に留まるなど、依然として県内の他市町村と比べ汚水処理施設の普及が遅れている状況にある。

このような状況を改善するため、市では令和元年度に公共下水道（瑞穂処理区）の事業採択を受け、処理場施設としてアクアパークみずほの整備を進めることとしている。アクアパークみずほの整備にあたり市は、早期の供用開始だけでなく、ライフサイクルコスト・環境負荷の低減に努めると共に、地域の活性化や災害に対する強靱化への貢献を目指している。

日本下水道事業団（以下、事業団という。）は、市からの委託要請に基づき、民間事業者（以下、「事業者」という。）の創意工夫を積極的に取り入れた最適な仕様を定め、処理場施設の整備を行うものである。

なお、本事業を通じて整備された施設の維持管理については、別途、市が指定する者により実施される。

#### 5. 事業の基本方針

市は、事業者の技術力、人材、アイデア等を最大限に活用し、以下の基本方針に基づき本事業を実施する。

##### 1) ライフサイクルコストの「低減」

事業者の技術力、人材、アイデア等を積極的に取り入れ、本事業で整備する処理場施設のライフサイクルコストを「低減」する。

##### 2) 「良好で安定した水処理性能の確保」と「エネルギー消費量の削減」

公共下水道（瑞穂処理区）は木曾川及び長良川流域別下水道整備総合計画の区域内にあり、窒素・リンの高度処理導入が求められている。令和元年に定めた下水道法に基づく事業計画（以下「事業計画」という。）では、凝集剤併用型高度処理オキシデーションディッチ法の導入を予定しているが、これに拘らず「良好で安定した汚水処理性能」を有し、かつ「エネルギー消費量等の削減」に資する水処理施設の処理方式を導入する。

##### 3) 災害に対する「地域強靱化への貢献」

下水道施設は市民生活に欠かせないインフラであり、東南海地震を始めとする大規模地震や大雨による浸水被害等が発生した際にも、その機能維持が求められている。また処理場施設には、地域の避難所等としての機能も求められている。そのため、処理場施設の整備を通じて、災害に対する「地域強靱化に貢献」する。

##### 4) 「地域社会への貢献」

本事業の実施を通じて地域の企業・人材の活用・育成を進め、活力ある「地域社会の構築に貢献」する。

## 6. 事業期間

令和4年9月（予定）～令和9年3月とする。

## 7. 概算事業費

概算工事費（今回対象範囲分）は、瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）終末処理場基本設計業務委託（令和2年度）における試算結果として約37億円（税込）である（工事費のみの金額であり、設計費等は含まない）。

## 8. 対象施設

### 1) 処理場施設の概要

処理場施設について事業計画で定めた概要を表 1-1 に示す。

表 1-1 処理場施設の概要

敷地面積	処理能力	処理方式	予定流入水質	計画放流水質
約 4.2ha	2,450m <sup>3</sup> /日	凝集剤併用型高度処理 オキシデーションディッチ法	BOD:188mg/L SS:141mg/L T-N:41mg/L T-P:5mg/L	BOD:15mg/L T-N:15mg/L T-P:1.5mg/L

### 2) 主要施設の概要

主要施設の概要を表 1-2 及び別紙1「施設平面図」、別紙2「水位関係図」に示す。

表 1-2 主要施設の概要

施設の名称	数	構造	能力等
流入渠	1 条		φ 900
初期ポンプ場	1 棟	鉄筋コンクリート造	
主ポンプ	2 台	水中汚水ポンプ	φ 200×2.6 m <sup>3</sup> /min×32m
除塵施設	1 基	スクリーンユニット	目幅 2.5mm×処理水量 5.2 m <sup>3</sup> /min
第二分配槽	1 槽	鋳鉄製手動可動堰	500W×300 ストローク
反応タンク	1 池	鉄筋コンクリート造	処理水量 2,450m <sup>3</sup> /日
最終沈殿池	1 池	鉄筋コンクリート造	処理水量 2,450m <sup>3</sup> /日
集剤添加装置	1 式	ポリエチレン製円筒型タンク	有効容量 8 m <sup>3</sup>
紫外線消毒装置	1 基	低圧開水路水平設置型	処理水量 7,250 m <sup>3</sup> /日
放流渠	1 条		φ 900
汚泥脱水機	1 台	多重板型スクリュープレス脱水機（II型）	60kg-DS/時
脱臭施設	1 塔	活性炭吸着塔	20 m <sup>3</sup> /分
管理棟	1 棟	鉄筋コンクリート造り	地上 2 階、事務室・中央監視室・会議室・水質試験室・電気室・自家発電機室等
汚泥処理棟	1 棟	鉄筋コンクリート造り	地下 1 階、地上 2 階、脱水機室・搬出室・電気室・脱臭機室等

施設の名称	数	構造	能力等
自家発電設備	1台	ディーゼル機関方式	375kVA
場内整備	一式		用地造成・場内道路・駐車場・修景施設・雨水排水設備・植栽等

### 3) 事業予定地の概要

事業予定地の概要を表 1-3 に示す。

表 1-3 事業予定地の概要

区分	内容
事業場所	瑞穂市牛牧字起証田
用途地域	市街化調整区域
防火地域	指定なし
財産形態	行政財産
容積率	10分の20
建ぺい率	10分の6

### 4) 水処理施設の処理方式

瑞穂市公共下水道全体計画（令和元年度）（以下、「全体計画」という）及び事業計画では、水処理施設の処理方式として凝集剤併用型高度処理オキシデーションディッチ法の導入を位置付けているが、ライフサイクルコストの低減が可能な場合には、事業者の提案により処理方式を変更する。提案可能な処理方式は、全体計画で定める予定流入水質から計画放流水質未満への汚水処理が可能であり、提案時に次の事項に該当しているものとする。

- ・ 下水道法施行令第5条の5第1項第2号に示された処理方式または当該処理方法と同程度以上に下水処理することができる方法
- ・ 別紙1に示す一般平面図（全体計画）における水処理施設の配置スペース内で所定の処理能力を確保できる方法

なお、当該水処理方式の設備構成においては、次の事項に該当する設備の採用は可能とする。

- ・ 国土交通省による下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）の技術評価
- ・ 地方共同法人日本下水道事業団による選定新技術

## 9. 業務範囲

### 1) 事業者が行う業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設で示した処理場施設の実施設計及び建設工事であり、その業務概要は表 1-4 のとおりである。

表 1-4 業務概要

業務区分		内容
設計	事前調査	・測量、地質調査、周辺環境調査等、事業実施に必要な調査（事業団との協議により必要に応じて実施）
	実施設計	・対象施設の実施設計
	設計実施に伴う各種申請書の作成及び申請	・各種申請等の手続きに必要な書類の作成及び申請
	事業計画申請書の変更図書作成	・水処理施設の処理方式の変更を提案する場合、市が行う下水道法に基づく事業計画の変更に必要な事業計画申請書を作成
建設工事	処理場施設工事	・対象施設の土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事、その他必要な工事
	工事に伴う各種許認可の申請	・各種申請等の手続きに必要な書類の作成
	周辺環境対策	・必要な場合は、建設工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の対策に関する事前及び事後調査の実施
	総合試運転	・対象施設の供用開始に必要な総合試運転の実施（対象施設の維持管理方法を定めたマニュアルの作成を含む。）
	完成図書の作成	・対象施設の完成図書の作成

### 2) 事業団が行う業務範囲

事業団の業務範囲は、以下のとおりとする。

- ① 事業者の選定
- ② 交付金事業等交付申請図書作成補助
- ③ 実施設計・建設工事の監督及び各種検査
- ④ 実施設計・建設工事の完成検査
- ⑤ その他必要な業務

## 10. 遵守すべき法制度

### 1) 関係法令

- ・ 下水道法
- ・ 建設業法
- ・ 都市計画法
- ・ 建築基準法
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 道路法
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 公衆電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 計量法
- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 製造物責任法
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質障害予防規則
- ・ その他関係する法令、条例、規則等



## 2) 規格、基準、仕様等 (全て最新版とする)

- ・ 日本産業規格 (JIS)
- ・ 日本下水道協会規格 (JSWAS)
- ・ 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- ・ 日本電機工業会標準規格 (JEM)
- ・ 日本農業規格 (JAS)
- ・ 日本電線工業会標準規格 (JCS)
- ・ 内線規格 (日本電気協会)
- ・ 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- ・ 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- ・ 下水道施設の耐震対策指針と解説 (日本下水道協会)
- ・ 下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ場編－ (日本下水道協会)
- ・ 下水道の地震対策マニュアル (日本下水道協会)
- ・ 業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書 (日本下水道事業団)
- ・ 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル (日本下水道事業団)
- ・ 構造物設計指針 (日本下水道事業団)
- ・ 水理公式集 (土木学会)
- ・ コンクリート標準示方書 (土木学会)
- ・ 土木製図基準 (土木学会)
- ・ 道路橋示方書・同解説 (日本道路協会)
- ・ 道路土工-仮設構造物工指針 (日本道路協会)
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)
- ・ 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計と保有水平耐力－ (日本建築学会)
- ・ 鋼構造設計基準－許容応力度設計法－ (日本建築学会)
- ・ 建築基礎構造設計指針 (日本建築学会)
- ・ 壁式構造関係設計規準集・同解説 (壁式鉄筋コンクリート造編) (日本建築学会)
- ・ 機械製図基準 JISハンドブック 5 (日本規格協会)
- ・ 電気記号 JISハンドブック 7 (日本規格協会)
- ・ 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン (全日本建設技術協会)
- ・ 改訂 解説・河川管理施設等構造令 (日本河川協会)
- ・ 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会)
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築設備設計基準 (公共建築協会)
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準 (公共建築協会)
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (公共建築協会)
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (公共建築協会)
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (公共建築協会)
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 建築工事標準詳細図 (公共建築協会)
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部機械・環境課監修 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (公共建築協会)
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部機械・環境課監修 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (公共建築協会)
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及び同解説 (公共建築協会)
- ・ 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 (公共建築協会)

- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）  
（公共建築協会）
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築改修工事標準仕様書  
（電気設備工事編）（公共建築協会）
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築改修工事標準仕様書  
（機械設備工事編）（公共建築協会）
- ・ ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（ダム・堰施設技術協会）
- ・ ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（ダム・堰施設技術協会）
- ・ 水門・樋門ゲート設計要領（案）（ダム・堰施設技術協会）
- ・ 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ技術協会）
- ・ 土木工事積算基準（国土交通省）
- ・ 公共住宅建築工事積算基準（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ・ 公共住宅電気設備工事積算基準（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ・ 公共住宅機械設備工事積算基準（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ・ 公共住宅屋外整備工事積算基準（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ・ 下水道用設計積算要領 ポンプ場・処理場施設（機械・電気設備）編（日本下水道協会）
- ・ 下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）
- ・ 土木工事積算基準及び標準歩掛（日本下水道事業団）
- ・ 土木工事一般仕様書・土木工事必携（日本下水道事業団）
- ・ 建築工事一般仕様書（日本下水道事業団）
- ・ 建築・建築設備工事必携（日本下水道事業団）
- ・ 建築機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）
- ・ 建築電気設備工事一般仕様書・同標準図（日本下水道事業団）
- ・ 工事請負契約関係様式集（日本下水道事業団）
- ・ 建設リサイクル法に関する工事実施要領 日本下水道事業団（日本下水道事業団）
- ・ 機械設備工事必携（施工編）（日本下水道事業団）
- ・ 機械設備工事必携（工場検査編）（日本下水道事業団）
- ・ 機械設備工事必携工事管理記録（本編）（日本下水道事業団）
- ・ 機械設備工事必携工事管理記録（施工管理記録編）（日本下水道事業団）
- ・ 機械設備工事必携工事管理記録（施工チェックシート編）（日本下水道事業団）
- ・ 機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）
- ・ 機械設備標準仕様書（日本下水道事業団）
- ・ 電気設備工事一般仕様書・同標準図
- ・ 電気設備工事必携（日本下水道事業団）
- ・ 下水道施設標準図（詳細）土木・建築・建築設備（機械）編（日本下水道事業団）
- ・ 建設コンサルタント等業務委託契約関係様式集（日本下水道事業団）
- ・ 業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
- ・ 設計業務管理マニュアル（日本下水道事業団）
- ・ 工事請負契約関係様式集（日本下水道事業団）
- ・ 建設リサイクル法に関する工事実施要領（日本下水道事業団）
- ・ 総合試運転の手引き（日本下水道事業団）

## 第2章 募集及び選定に関する事項

本事業は、計画地盤高への造成も含め処理場の新設を一括して設計・建設するものであり、軟弱地盤の対応や水処理方式の提案が想定されていることから、事業者選定段階での仕様の確定は困難である。そのため、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に十分留意した上で最適な契約方式の適用を検討している。

### 1. 募集及び選定のスケジュール（予定）

募集及び選定のスケジュールは表 2-1 のとおり予定している。

表 2-1 募集及び選定のスケジュール（予定）

日程	実施事項
令和4年2月	実施方針の公表
令和4年2月	実施方針に関する質問の提出
令和4年3月	実施方針に関する質問に対する回答の公表
令和4年4月	募集要項等（募集要項、要求水準書、様式集、事業者選定基準、基本協定書（案）、土木設計業務等委託契約書（案）、工事請負契約書（案）等）の公表
令和4年4月	募集要項等に関する質問の提出及び回答の公表
令和4年5月	参加表明書及び資格審査申請書の提出
令和4年5月	資格審査結果の通知
令和4年7月	技術提案書の提出
令和4年8月	技術提案のヒアリング
令和4年8月	技術提案の改善（技術対話）※必要に応じて
令和4年9月	優先交渉権者の選定
令和4年9月	基本協定の締結
委託契約締結～令和5年9月	実施設計
工事請負契約締結 ～令和9年3月	建設工事

### 2. スケジュールの留意点

#### 1) 募集要項等に関する質問の受付、回答

募集要項等の公表後、技術提案書の受付までの期間に、募集要項等の記載内容を明確化するため、応募者から文書による質問を受付、回答する機会を設ける予定である。

#### 3) ヒアリングの実施

技術提案書の受付後、提案内容について応募者によるヒアリングの機会を設ける予定である。

#### 4) スケジュールの変更

表 2-1 に示したスケジュールは、後日、募集要項で詳細を示すことから、今後変更になる場合がある。

### 3. 契約の留意点

本事業は、図 2-1 に示す契約の流れにより実施する予定である。事業団は、対象施設の設計を行う企業（以下「設計企業」という。）と対象施設の建設工事を行う企業（以下「建設企業」という。）から構成される応募者の中から技術提案等に基づき特定の企業グループ（以下、「特定企業グループ」という。）を優先交渉権者として選定し、基本協定締結後、特定企業グループの設計企業と設計業務の委託契約を締結し、工事請負契約は、特定企業グループの建設企業と締結する。事業団は、基本協定に基づき工事価格の交渉を行い、交渉が成立した場合には、特定企業グループの建設企業と工事請負契約を締結する。

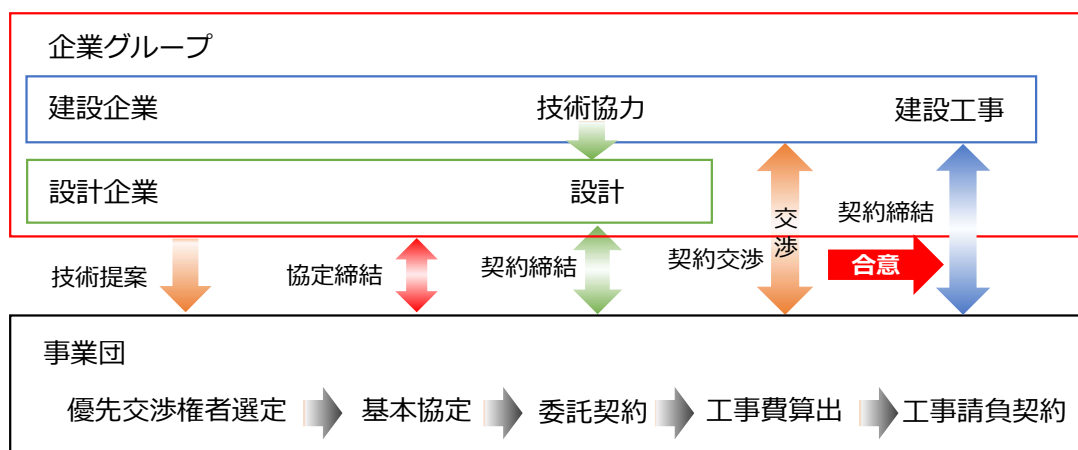


図 2-1 本事業の契約の流れ

#### 1) 基本協定の締結

事業団は、設計業務委託契約及び工事請負契約の締結に向けて基本的な事項を定めると共に両契約の一体性を確保するため、選定された優先交渉権者と基本協定を締結する

#### 2) 設計業務委託契約の締結

特定企業グループのうち、設計企業は、本事業を遂行するために、設計業務の委託契約を事業団と締結する。

#### 3) 工事請負契約の締結

特定企業グループのうち、建設企業は、設計業務に基づき事業団により算出された工事費、及び建設企業が提出した見積等を参考に、事業期間、請負代金額、対象施設の設計図書等の施工条件等の契約交渉を行い、交渉が成立した場合には工事請負契約を事業団と締結する。

### 第3章 応募に関する条件

#### 1. 応募者の構成

##### 1) 応募者のグループ構成

想定する実施体制を図 3-1 に示す。応募者の企業グループには、対象施設の実設計業務を行う設計企業と土木・建築工事、機械設備工事、電気設備工事を行う建設企業を含むものとする。応募者の企業グループの代表企業は、建設企業が務めるものとする。

一応募者を構成する企業(以下「構成員」という。)は他の応募者の構成員となることはできない。

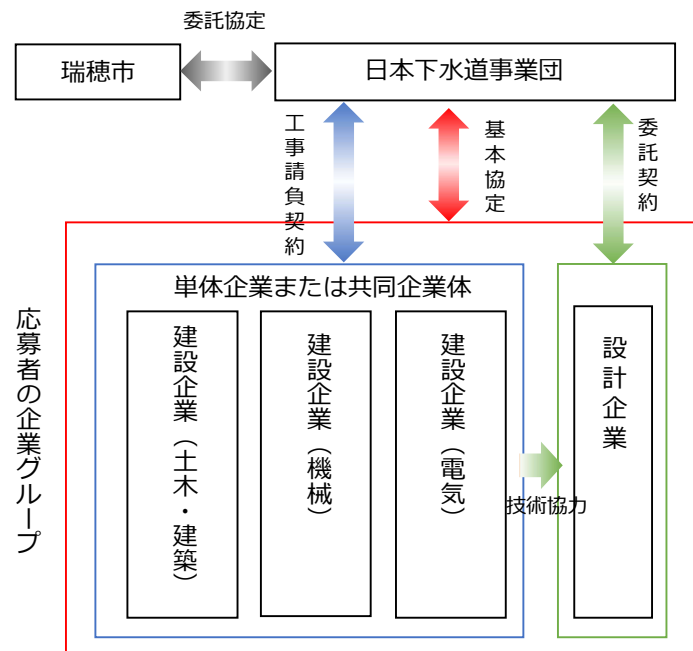


図 3-1 想定する実施体制

##### 2) 建設企業

土木・建築工事、機械設備工事、電気設備工事を行う建設企業単体または複数の企業により共同企業体を結成する。共同企業体の形態は甲型（共同施工方式）または乙型（分担施工方式）とする。

##### 3) 設計企業

応募者の企業グループの同一企業が設計企業と建設企業を兼ねることはできない。設計企業は一企業による構成とする

## 2. 応募者に必要な資格

### 1) 応募者の備えるべき参加資格（共通事項）

本事業に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、事業団による本事業に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- ① 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。（企業グループの場合は構成会社のいずれもが条件を満たしていること。）
- ② 「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道、東北区域、関東区域、北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域又は九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする。
  - (a) 北海道（北海道）
  - (b) 東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
  - (c) 関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
  - (d) 北陸区域（新潟県、富山県、石川県）
  - (e) 中部区域（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
  - (f) 近畿区域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
  - (g) 中国区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
  - (h) 四国区域（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
  - (i) 九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
- ③ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- ④ 以下に定める届出の義務を履行していない業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
  - (a) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - (b) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - (c) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

### 2) 建設企業の競争参加資格（特記事項）

- ① 単体の建設企業及びJV（甲型）の代表企業には、建設業の許可の業種として「建築工事業」、「土木工事業」、「機械器具設置工事業」または「水道施設工事業」、および「電気工事業」を有すること。
- ② JV（乙型）は、分担施工する工種が土木工事の場合は「土木工事業」、建築工事の場合は「建築工事業」、機械設備工事の場合は「機械器具設置工事業」または「水道施設工事業」、電気設備工事の場合は「電気工事業」を有すること。
- ③ 単体の建設企業及びJVの構成員には、本事業の建設工事内容及び分担する工種に応じた公共下水道事業の工事実績を有すること。なお、公共下水道事業の工事実績は、事業団の発注によるものに限らず、地方公共団体の発注によるものでも構わない。
- ④ 適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を監理技術者（または主任技術者）として専任で配置すること。
- ⑤ 工事請負業者の選定等に関する達（平成6年達第7号。以下「達」という。）第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、

- 理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- ⑦ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
  - ⑧ 本工事で求める配置予定の主任技術者又は監理技術者は、以下のとおりである。
    - (a) 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。
    - (b) 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。
    - (c) 主任技術者又は監理技術者の工事経験は、平成19年度以降に、元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。
    - (d) 主任技術者は、当該工種に係る資格要件を満たす者であること。
    - (e) 監理技術者は、当該工種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
    - (f) 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
  - ⑨ 本事業に係るアドバイザリー業務の受託者及びその協力会社である（株）NJS、（株）日本総合研究所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業並びにこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。）でないこと。
  - ⑩ 次項に示す「競争参加資格（特記事項：抜粋）」において求める要件を満たすこと。なお、「競争参加資格（特記事項：抜粋）」に示した内容は、今後変更になる場合がある。

## 競争参加資格(特記事項: 抜粋)

3.4	処理方式	水処理(高度処理)・汚泥処理
3.5	水量・能力	
3.5.1	全体計画下水水量	19,600m <sup>3</sup> /日
3.5.2	今回対象計画下水水量	1,744m <sup>3</sup> /日
3.5.3	今回対象計画設備能力	2,450m <sup>3</sup> /日
3.6	工事内容	高度処理水処理施設(新設)・汚泥処理施設(新設)
3.7	対象工事	【機械設備工事】水処理設備一式、汚泥処理設備一式、 その他附属設備一式 【土木工事】処理施設工一式、場内整備工一式 【建築工事】建築工一式、 【建築機械設備工事】建築機械設備工一式、 【建築電気設備工事】建築電気設備工一式 【電気設備工事】電気設備工一式
4	競争参加資格(認定資格)	
	<p>単体有資格者にあつては、4.1.1に記載する条件をすべて満たす者であること。</p> <p>特定建設共同企業体(甲型)にあつては、4.2.1に記載する条件を全て満たす代表者と、4.3.1に記載する条件を全て満たす代表者以外の1者との組み合わせによる。</p> <p>特定建設共同企業体(乙型)にあつては、4.4.1に記載する条件(担当する工事内容が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。)を全て満たす代表者と、4.5.1、4.5.2、4.5.3、4.5.4、4.5.5に記載する条件を満たす代表者以外の組合せによる。なお、代表者以外の業者は、担当する工事内容が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。(構成員数は限定しない。ただし、担当する工事内容は重複しないこと。また、担当する工事内容において、製作と施工は一体不可分とする。)</p>	
4.1	単体有資格業者	
4.1.1	その1	
4.1.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.1.1.2	経営事項評価点数	1,100点以上
4.1.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事及び建築工事、かつ電気工事業
4.1.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	—
4.2	特定建設共同企業体(甲型)・代表者	
4.2.1	その1	
4.2.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.2.1.2	経営事項評価点数	1,100点以上
4.2.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事及び建築工事、かつ電気工事業
4.2.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	—
4.3	特定建設共同企業体(甲型)・代表者以外	
4.3.1	その1	
4.3.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.3.1.2	等級区分	A等級



4.3.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.3.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	北陸地方、中部地方
4.4	特定建設共同企業体（乙型）・代表者	
4.4.1	その1	
4.4.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.4.1.2	経営事項評価点数	1,100点以上
4.4.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.4.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	—
4.5	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外	
4.5.1	その1（その2以外の土木工事を施工する者）	
4.5.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事
4.5.1.2	格付（対象業種・等級）・経営事項評価点数	一般土木工事・A等級又はB等級・要件なし ただし、代表者（乙型）が施工する場合は問わない。
4.5.1.3	事業所（種類・建設業許可）・優遇措置の要否	営業所・土木工事業
4.5.1.4	上記事業所の所在地	岐阜県内
4.5.2	その2（場内整備工一式の土木工事を施工する者）	
4.5.2.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事
4.5.2.2	格付（対象業種・等級）・経営事項評価点数	一般土木工事・A等級、B等級又はC等級・要件なし ただし、代表者（乙型）が施工する場合は問わない。
4.5.2.3	事業所（種類・建設業許可）・優遇措置の要否	A等級、B等級は営業所・土木工事業。C等級は本店・土木工事業。
4.5.2.4	上記事業所の所在地	A等級、B等級は岐阜県内。C等級は岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡全域（岐南町・笠松町）、本巣郡全域（北方町）。
4.5.3	その3（建築工事を施工する者）	
4.5.3.1	一般競争参加資格の認定工事種別	建築工事
4.5.3.2	格付（対象業種・等級）・経営事項評価点数	建築工事・A等級又はB等級・要件なし ただし、代表者（乙型）が施工する場合は問わない。
4.5.3.3	事業所（種類・建設業許可）・優遇措置の要否	営業所・建築工事業
4.5.3.4	上記事業所の所在地	岐阜県内
4.5.4	その3（機械設備工事を施工する者）	
4.5.4.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.5.4.2	等級区分	A等級 ただし、代表者（乙型）が施工する場合は問わない。
4.5.4.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.5.4.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	北陸地方、中部地方

4.5.5	その4（電気設備工事を施工する者）	
4.5.5.1	一般競争参加資格の認定工事種別	電気設備工事
4.5.5.2	等級区分	A等級 ただし、代表者（乙型）が施工する場合は問わない。
4.5.5.3	建設業の許可の業種	電気工事業
4.5.5.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	北陸地方、中部地方
5	競争参加資格（施工実績）	
	<p>単体有資格業者にあつては、5.1.1、5.1.2のいずれか及び5.1.3、5.1.4、5.1.5の全てを満たす施工実績を有すること。</p> <p>特定建設共同企業体（甲型）にあつては、5.1.1又は5.1.2のいずれか及び5.1.3、5.1.4、5.1.5の全てを満たす施工実績を有する代表者と、5.2に記載する施工実績を有する代表者以外の1者との組み合わせによる。</p> <p>特定建設共同企業体（乙型）にあつては、5.3のいずれかに該当する施工実績を有する代表者と、5.4、5.5、5.6、5.7に記載する施工実績を有する代表者以外の者との組み合わせによる。</p> <p>なお、特定建設共同企業体（乙型）・代表者が担当する工事内容に機械設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた5.4.1、5.4.2、5.5.1、5.7.1の施工実績を満たすこと。</p>	
5.1	単体有資格業者及び特定建設共同企業体（甲型）・代表者	
5.1.1	①機械設備工事の下水道施設での元請実績	下水道法上の処理場に係る機械設備工事（反応タンク設備及び最終沈殿池設備を含むものに限る。）。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
5.1.2	②機械設備工事の下水道類似施設での元請実績	地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事（反応タンク設備及び最終沈殿池設備を含むものに限る。）。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
5.1.3	土木工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場（都市下水路を含む。）、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の工事（規模要件：有効水槽容量150m <sup>3</sup> 以上）のいずれか。
5.1.4	建築工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事又は公共建築物等の新築・増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。
5.1.5	電気設備工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
5.2	特定建設共同企業体（甲型）・代表者以外	
5.2.1	元請実績	下水道法上の施設に係る工事 ただし、建築機械設備工事、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。

5.3	特定建設共同企業体（乙型）・代表者	
5.3.1	①機械設備工事の下水道施設での元請実績	下水道法上の処理場に係る機械設備工事（反応タンク設備及び最終沈殿池設備を含むものに限る。）。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
5.3.2	②機械設備工事の下水道類似施設での元請実績	地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事（反応タンク設備及び最終沈殿池設備を含むものに限る。）。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
5.4	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外（土木工事を施工する者）	
5.4.1	4.5.1（その1（その2以外の土木工事を施工する者）の者の土木工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場（都市下水路を含む。）、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の工事（規模要件：有効水槽容量150m <sup>3</sup> 以上）のいずれか。
5.4.2	4.5.2（その2（場内整備工一式の土木工事を施工する者）の者の土木工事での元請実績	公共土木構造物（舗装・コンクリート製品設置工の場合を含む。）の実績
5.5	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外（建築工事を施工する者）	
5.5.1	建築工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事又は公共建築物等の新築・増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。
5.6	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外（機械設備工事を施工する者）	
5.6.1	機械設備工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事のいずれか。 ただし、建築機械設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
5.7	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外（電気設備工事を施工する者）	
5.7.1	電気設備工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。

6	競争参加資格（配置予定技術者） 単体有資格業者にあつては、6.1に記載する条件を全て満たす者であること。 特定建設共同企業体（甲型）にあつては、6.2に記載する条件を全て満たす代表者と、6.3に記載する条件を全て満たす代表者以外の1者との組み合わせによる。 特定建設共同企業体（乙型）にあつては、6.4に記載する条件を全て満たす代表者と、6.5、6.6、6.7、6.8の条件を満たす代表者以外の組み合わせによる。なお、代表者以外の業者は、担当する工事内容が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な配置予定技術者を配置すること。	
6.1	単体有資格業者	
6.1.1	主任（監理）技術者の現場工事経験	機械設備工事（反応タンク設備を含むものに限る。）で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 当該工事の施工期間において「土木工事」の工事担当技術者、「建築工事」の工事担当技術者、「電気設備工事」の工事担当技術者をそれぞれ専任で配置すること。
6.1.2	設計担当技術者の設計経験（機械設備工事）	機械設備工事（反応タンク設備を含むものに限る。）で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.1.2.1	設計担当技術者の設計経験（電気設備工事）	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.1.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.1.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.1.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	現場着工から工期末まで
6.1.4.1	土木工事担当技術者	
	土木工事担当技術者の現場工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場（都市下水路を含む。）、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の工事（規模要件：有効水槽容量75m <sup>3</sup> 以上）のいずれか。
	土木工事担当技術者の専任	要
	土木工事担当技術者の配置予定期間	土木工事の現場施工に着手する日から土木工事完了まで
6.1.4.2	建築工事担当技術者	
	建築工事担当技術者の現場工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事又は公共建築物等の新築・増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。

	建築工事担当技術者の専任	要
	建築工事担当技術者の配置予定期間	建築工事の現場施工に着手する日から建築工事完了まで
6.1.4.3	電気設備工事担当技術者	
	電気設備工事担当技術者の現場工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
	電気設備工事担当技術者の専任	要
	電気設備工事担当技術者の配置予定期間	電気設備工事の現場施工に着手する日から電気設備工事完了まで
6.2	特定建設共同企業体（甲型）・代表者	
6.2.1	主任（監理）技術者の現場工事経験	機械設備工事（反応タンク設備を含むものに限る。）で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 当該工事の施工期間において「土木工事」の工事担当技術者、「建築工事」の工事担当技術者、「電気設備工事」の工事担当技術者をそれぞれ専任で配置すること。
6.2.2	設計担当技術者の設計経験（機械設備工事）	機械設備工事（反応タンク設備を含むものに限る。）で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.2.2.1	設計担当技術者の設計経験（電気設備工事）	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.2.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.2.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.2.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	現場着工から工期末まで
6.2.4	土木工事担当技術者	
6.2.4.1	土木工事担当技術者の現場工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場（都市下水路を含む。）、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の工事（規模要件：有効水槽容量75m <sup>3</sup> 以上）のいずれか。
6.2.4.2	土木工事担当技術者の専任	要
6.2.4.3	土木工事担当技術者の配置予定期間	土木工事の現場施工に着手する日から土木工事完了まで

6.2.5	建築工事担当技術者	
6.2.5.1	建築工事担当技術者の現場工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事又は公共建築物等の新築・増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。
6.2.5.2	建築工事担当技術者の専任	要
6.2.5.3	建築工事担当技術者の配置予定期間	建築工事の現場施工に着手する日から建築工事完了まで
6.2.6	電気設備工事担当技術者	
6.2.6.1	電気設備工事担当技術者の現場工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
6.2.6.2	電気設備工事担当技術者の専任	要
6.2.6.3	電気設備工事担当技術者の配置予定期間	電気設備工事の現場施工に着手する日から電気設備工事完了まで
6.3	特定建設共同企業体（甲型）・代表者以外	
6.3.1	主任（監理）技術者の現場工事経験	下水道法上の施設に係る工事 ただし、建築機械設備工事、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
6.3.2	設計担当技術者の設計経験（機械設備工事）	資格要件・設計経験は不要とする。
6.3.2.1	設計担当技術者の設計経験（電気設備工事）	資格要件・設計経験は不要とする。
6.3.3.1	配置予定技術者の配置予定期間	
6.3.3.2	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.3.3.3	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	現場着工から工期末まで
6.4	特定建設共同企業体（乙型）・代表者	
6.4.1	主任（監理）技術者の現場工事経験	機械設備工事（反応タンク設備を含むものに限る。）で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 なお、担当する工事内容に機械設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任（監理）技術者をそれぞれ専任で配置すること。
6.4.2	設計担当技術者の設計経験（機械設備工事）	機械設備工事（反応タンク設備を含むものに限る。）で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.4.2.1	設計担当技術者の設計経験（電気設備工事）	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における

		電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 なお、担当する工事内容に電気設備工事が含まれない場合は、配置の必要はない。
6.4.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.4.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.4.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	担当する工事の現場施工に着手する日から完了まで
6.5	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外（土木工事を施工する者）	
6.5.1	4.5.1（その1（その2以外の土木工事を施工する者））の者の現場工事経験	
	主任（監理）技術者の現場工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場（都市下水路を含む。）、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の工事（規模要件：有効水槽容量75m <sup>3</sup> 以上）のいずれか。 ただし、担当する工事内容に土木工事以外の工事の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任（監理）技術者を専任で配置すること。
6.5.1.2	4.5.2（その2（場内整備工一式の土木工事を施工する者））の者の主任（監理）技術者の現場工事経験	
	主任（監理）技術者の現場工事経験	公共土木構造物（舗装・コンクリート製品設置工の場合を含む。）の実績 ただし、担当する工事内容に土木工事以外の工事の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任（監理）技術者を専任で配置すること。
6.5.2	配置予定技術者の配置予定期間	
6.5.2.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.5.2.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	担当する工事の現場施工に着手する日から完了まで
6.6	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外（建築工事を施工する者）	
6.6.1	主任（監理）技術者の工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事又は公共建築物等の新築・増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。 ただし、担当する工事内容に建築工事以外の工事の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任（監理）技術者を専任で配置すること。
6.6.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.6.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要

6.6.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	担当する工事の現場施工に着手する日から完了まで
6.7	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外（機械設備工事を施工する者）	
6.7.1	主任（監理）技術者の工事経験	<p>下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事で特定建設共同企業体内で担当する機械設備工事内容又は機械設備工事（反応タンク設備を含むものに限る。）の工事経験を有する者。</p> <p>ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</p> <p>また、担当する工事内容に機械設備工事以外の工事の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任（監理）技術者を専任で配置すること。</p>
6.7.2	設計担当技術者の設計経験（機械設備工事）	<p>下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事で特定建設共同企業体内で担当する機械設備工事内容又は機械設備工事（反応タンク設備を含むものに限る。）の設計経験を有する者。</p> <p>ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</p>
6.7.4	配置予定技術者の配置予定期間	
6.7.4.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.7.4.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	担当する工事の現場施工に着手する日から完了まで
6.8	特定建設共同企業体（乙型）・代表者以外（電気設備工事を施工する者）	
6.8.1	主任（監理）技術者の工事経験	<p>下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。</p> <p>ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。</p> <p>また、担当する工事内容に電気設備工事以外の工事の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任（監理）技術者を専任で配置すること。</p>
6.8.2	設計担当技術者の設計経験（電気設備工事）	<p>下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。</p> <p>ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</p>
6.8.4	配置予定技術者の配置予定期間	
6.8.4.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.8.4.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	担当する設備工事の現場施工に着手する日から完了まで



### 3) 設計企業の競争参加資格

設計企業は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 建設コンサルタント等の選定等に関する達（平成6年達第8号、以下「達」という。）第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。
- ② 事業団における令和3・4年度建設コンサルタント業務等に係る一般競争（指名競争）参加資格（業種区分を建設コンサルタント業務とするものに限る。）の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされているものについては、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの（②の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- ④ 参加表明書の提出期限の日から見積の時までの期間に日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を「中部区域」において受けていないこと。参加表明書の提出期限の日から見積の時までの期間に瑞穂市より指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 過去5年の間に、下水道事業における終末処理場（OD法及びPOD法を除く。）において、全体計画日最大汚水量が、今回設計対象日最大汚水量（記載されている数値での最大のもの）の1/2以上である実施設計業務の実績を有すること。競争参加者にこの業務実績がない場合においても、担当予定管理技術者が管理技術者としてこの業務実績を有する場合は、これらの業務を有する者とみなす。また、令和2年度に成績優良に関する事由に該当する者については「1/2以上である実施設計業務の実績」を「1/3以上である実施設計業務の実績」と読み替える優遇措置を行う。
- ⑥ 次の要件を満たす技術職員を保有する者であること。
  - (a) 技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とするものに限る）又は総合監理部門（選択科目を「上下水道 - 下水道」とするものに限る。以下同じ。）の資格を有するものを保有すること。
  - (b) 土木、建築、機械、電気の職種ごとに、下水道事業における終末処理場又はポンプ場の実施設計業務について、7年以上の実務経験を有する技術者を保有し、かつ、過去3カ年間に3箇所以上（事業団に限らず、地方公共団体の業務を含む。）の実務経験（補助としての業務経験を除く。）を有する技術者を保有すること。
- ⑦ 次の要件を満たす技術者を本事業に配置できること。ただし、照査技術者は管理技術者を、管理技術者は担当技術者を、担当技術者は照査技術者をそれぞれ兼ねることができない。
  - (a) 管理技術者が、技術士の資格を有する者であり、かつ、過去5年間に管理技術者又は担当技術者として下水道事業における終末処理場の実施設計業務の実務経験を有するものであること。また、管理技術者が令和2年度に管理技術者として従事し完了した業務のうち60点未満の業務がないこと。
  - (b) 担当技術者（土木、建築、機械、電気の職種ごとに配置）が、技術士の資格を有する者又は公募型競争入札方式等における担当技術職員の実務経験に係る運用基準（平成14年3月8日計設発第5号）（以下、運用基準）で定める年数以上の下水道事業若しくは農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査（ただし、試験研究に関する調査を除く）、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者（建築の職種にあっては、一級建築士の資格を有する者であり、かつ技術士の資格を有する者又は運用基準で定める年数以上の下水道事業又は農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査（ただし、試験研究に関する調査を除く）、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者）であること。なお、担当技術者の「卒業資格（専攻学科）」及び「実務経験」の記載は、明確に記載すること。卒業資格（専攻学科）毎の担当技術者に必要な下水道に関する技術上の実務経験年数の取り扱い等については、「公募型競争入札方式等

における担当技術職員の実務経験に係る運用基準（平成14年計設発第5号計画部長通達）」による。また、担当技術者が令和2年度に管理技術者または担当技術者として従事し完了した業務のうち、成績評定点が60点未満の業務がないこと。

- (c) 照査技術者（土木、建築、機械、電気の職種ごとに配置）が、技術士の資格を有する者又は7年以上の下水道事業若しくは農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査（ただし、試験研究に関する調査を除く。）、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者（建築の職種にあっては、一級建築士の資格を有する者であり、かつ7年以上の下水道事業又は農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査（ただし、試験研究に関する調査を除く。）、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者）であること。
- (d) 管理技術者及び担当技術者については、管理技術者または担当技術者としての手持ち業務（契約金額500万円以上の業務に限る。）が10件以下であること。

## 第4章 審査及び選定手続き

### 1. 事業者選定方式

本事業における事業者の選定の詳細は募集要項等で示す。

### 2. 事業者選定委員会の設置

事業団は、中立かつ公正な審査・評価を行うため、外部有識者で構成される委員会を設置し、事業者選定に関する意見聴取を行う。

### 3. 審査結果の公表

事業団は、審査委員会における審査結果をまとめ、速やかに公表する。

### 4. 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、事業団が本事業に必要と認める時には、提案内容の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者として選定した者以外の提案内容については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

### 5. 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

### 6. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った事業者が負う。

## 第5章 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

### 1. リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が当該リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。本事業において事業者が実施する業務に伴い発生するリスクは、原則として事業者が負うものとする。

ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、事業団または市がリスクを負う。

### 2. 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、契約に従い、誠意を持って責任を履行する。

### 3. 事業の履行状況の確認

#### 1) 履行確認の実施

事業団は、事業者が実施設計・建設工事を確実に遂行し、要求水準書および技術提案書に記載した技術提案に適合しているか否かを確認するため、実施設計（建設企業による技術協力含む）・建設工事の履行状況について確認を実施するものとし、その報告に係る費用は全て事業者の負担とする。事業者は、事業団が要求する項目について報告を行い、要求水準および技術提案書に適合しているか否かについて事業団の確認・検査を受けなければならない。その結果、事業団が要求水準および技術提案に適合していないと判断した場合、事業者に対し改善を求めることができる。

#### 2) 履行状況の確認の時期・内容

##### ① 実施設計時

設計企業は、設計の内容について適時、事業団と協議を行うとともに、完了時に実施設計図書を提出し、事業団の検査を受けなければならない。建設企業は、事業団の求めに応じ、技術協力に関する実施状況や協力の内容について報告を行うものとする。

##### ② 建設工事着手前

建設企業は、建築基準法に規定された工事監理者および建設業法に規定された主任技術者又は監理技術者を選任して配置し、事業団の承諾を得るものとする。

##### ③ 建設工事中

建設企業は、定期的に工事施工、工事監理の状況について報告を行うとともに、事業団が要請した時期に出来高検査を受けなければならない。また、事業団が要請したときは、建設工事の事前説明および事後報告を行うとともに、事業団はいつでも工事現場での建設工事の状況確認を行うことができるものとする。

##### ④ 建設工事完成時

建設企業は、建設工事記録および完成図書等を用意して、現場にて事業団の完成検査を受けなければならない。検査は、建設工事期間内に実施する。なお、検査の日程は協議により決定するため、施設供用開始日までの余裕を考慮するものとする。

## 第6章 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業団と事業者との間で締結する契約等の解釈について疑義が生じた場合、事業団と事業者は、誠意をもって協議するものとする。

また、契約等に関する紛争については、東京地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第7章 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1. 応募に関する費用負担

応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

### 2. 実施方針に関する質問書の受付・回答

実施方針等に関する質問及び意見の受付を以下のとおり行うものとし、電話等による質問には一切応じない。

1) 受付期間：令和4年2月10日～2月22日

2) 受付方法：様式1「実施方針に関する質問書」（MS-Excelにより作成）に質問内容を簡潔にまとめ、5)に記載のメールアドレス宛に電子メールの添付ファイルとして提出すること。その際の着信確認は下記受付窓口に電話にて送信者の責任において行うものとする。

3) 回答方法：質問に対する回答は、事業団ホームページにて公表する。ただし、質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答するものとし、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

4) 回答予定日：令和4年3月4日

5) 受付窓口：〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル5階  
日本下水道事業団 東日本設計センター 企画調整課  
電話 03-3818-1448

メール：jshigashi-kikaku-koji2@jswa.go.jp

### 3. 資料の閲覧

以下のとおり資料の閲覧を認める。資料の閲覧を希望する場合は、日本下水道事業団東日本設計センター土木設計課まで事前に電話で申し込むこと。(電話 03-3818-1450)

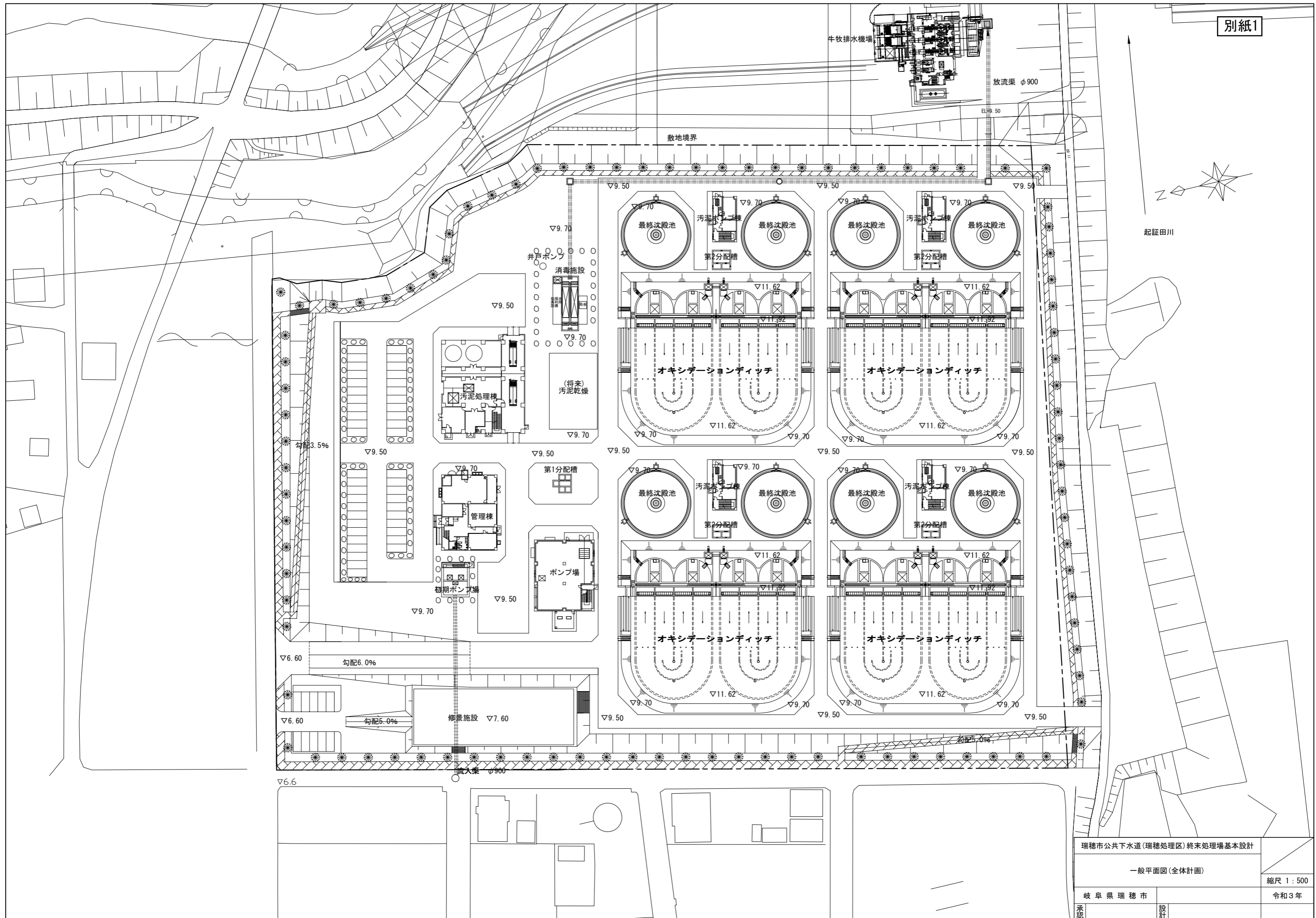
#### 1) 閲覧資料

- ① 瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）終末処理場基本設計業務委託（令和2年度）
- ② 瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）地質調査業務委託（令和2年度）

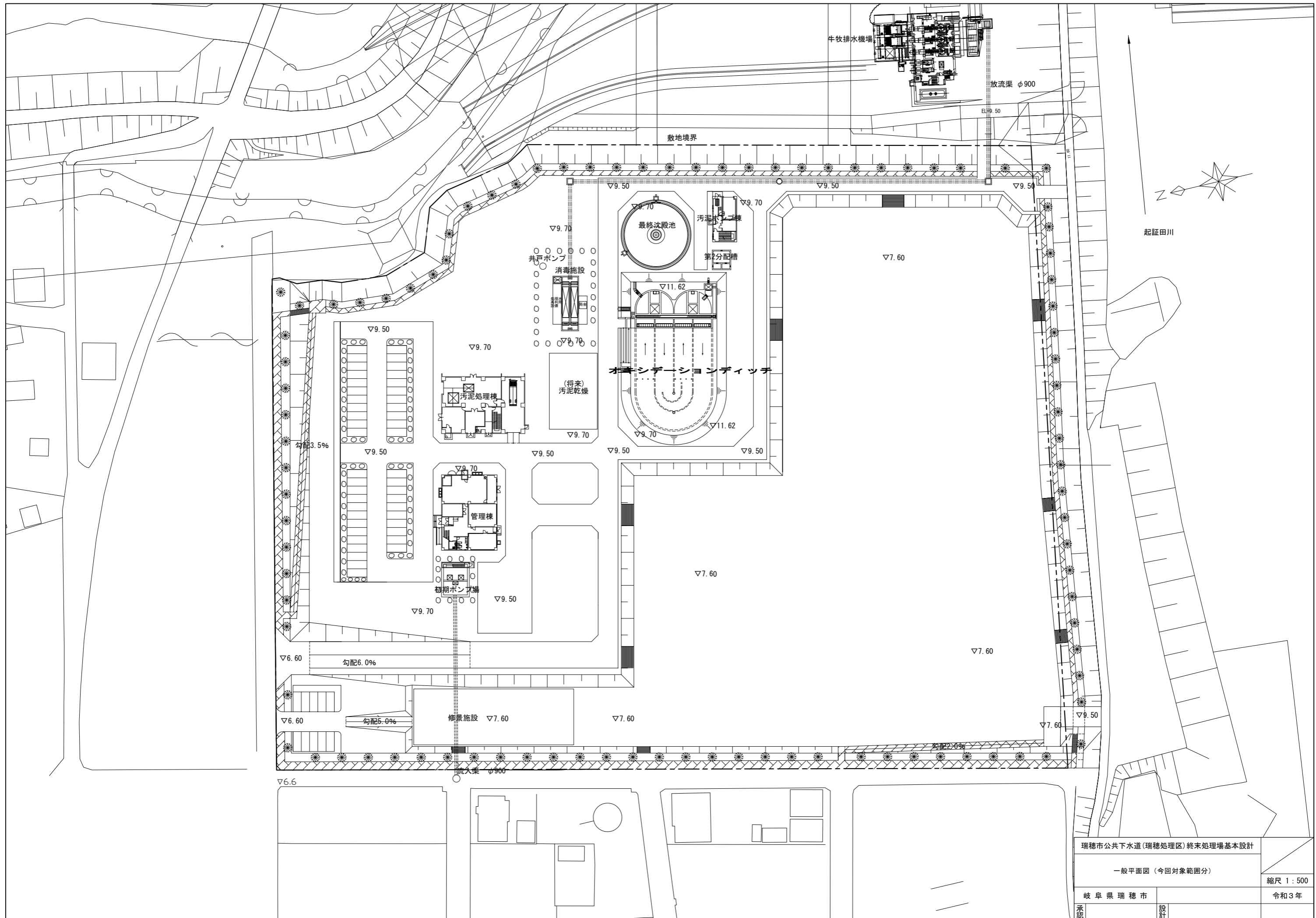
2) 閲覧期間：令和4年2月10日～2月22日まで

3) 閲覧時間：9時30分から17時00分まで

4) 閲覧場所：日本下水道事業団 東日本設計センター 土木設計課  
〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル6階  
なお、閲覧場所からの持ち出しは認めないが、資料の撮影は認める。



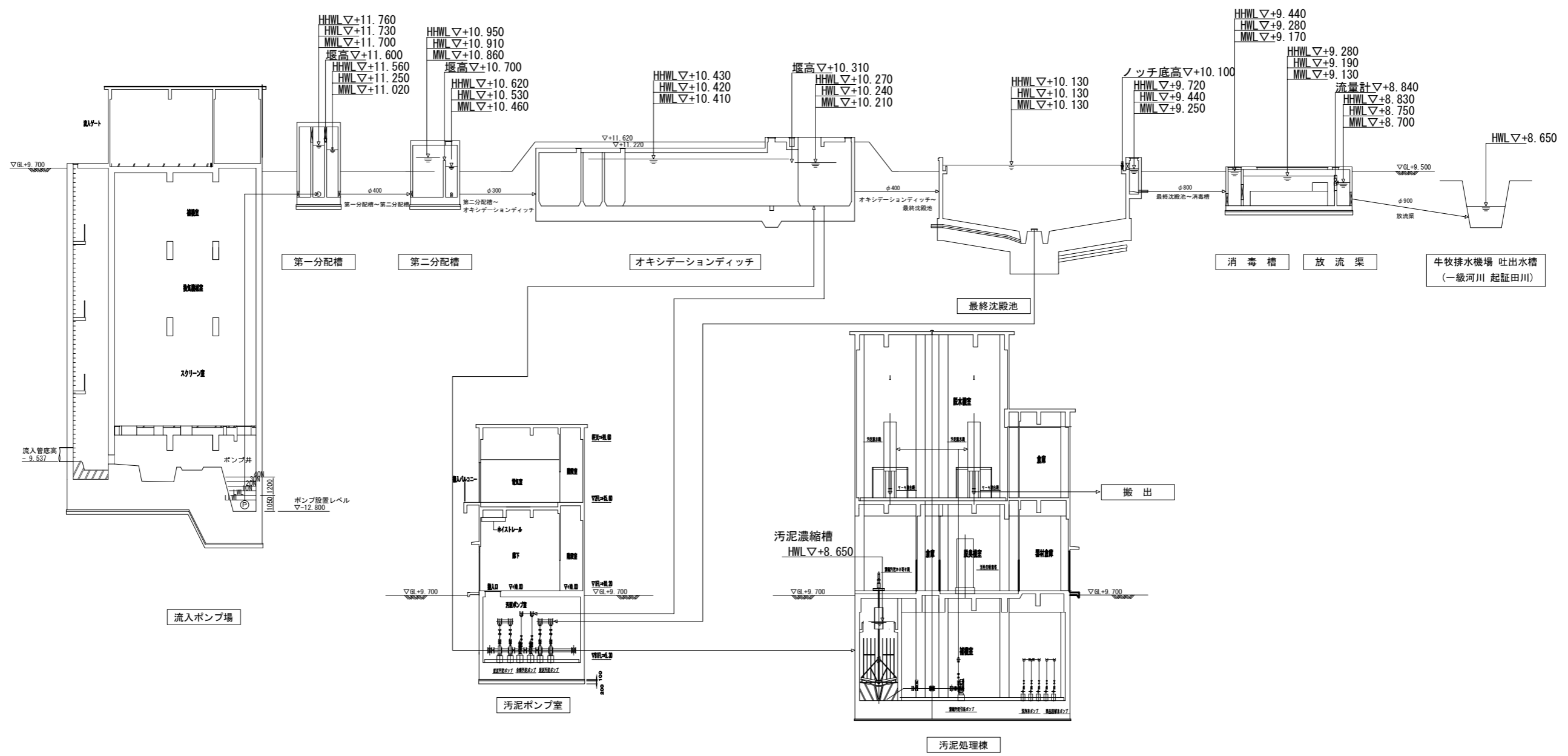
瑞穂市公共下水道(瑞穂処理区)終末処理場基本設計		縮尺 1:500
一般平面図(全体計画)		
岐阜県瑞穂市	設計	令和3年
承認		



瑞穂市公共下水道(瑞穂処理区)終末処理場基本設計		
一般平面図(今回対象範囲分)		縮尺 1:500
岐阜県瑞穂市		令和3年
承認	設計	

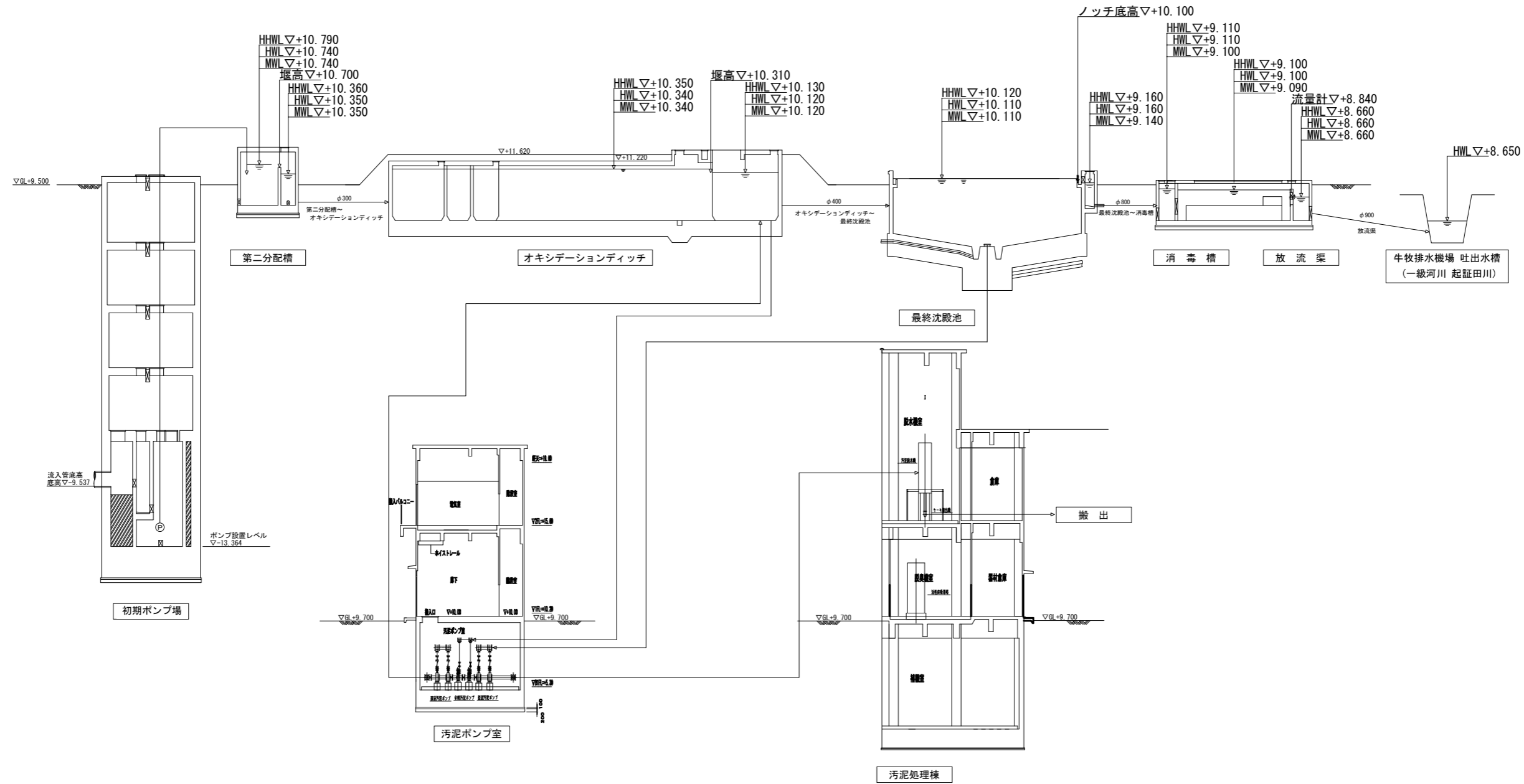


水位  
 HHWL▽+(非常時最大)  
 HWL▽+(時間最大)  
 MWL▽+(日最大)



瑞穂市公共下水道(瑞穂処理区)終末処理場基本設計		
水位関係図(全体計画)		縮尺 1:150
岐阜県瑞穂市		令和3年
承認	設計	

水位  
 HHWL▽+(非常時最大)  
 HWL▽+(時間最大)  
 MWL▽+(日最大)



瑞穂市公共下水道(瑞穂処理区)終末処理場基本設計		縮尺 1:150
水位関係図(今回対象範囲分)		
岐阜県瑞穂市	設計	令和3年
承認		